

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第 7 減免税条項等符号表 (暫定法の部)				別紙第 7 減免税条項等符号表 (暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
28041	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 1 号	軽減税率適用品目（学校給食用ミルク及びクリーム）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 1 号	(同左)	
28042	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 2 号	〃（配合飼料製造用ミルク及びクリーム）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 2 号	(同左)	
28043	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 3 号	〃（配合飼料製造用ホエイ等）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 3 号	(同左)	
28044	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 4 号	〃（乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 4 号	(同左)	
28008	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 5 号	〃（プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 5 号	(同左)	
28001	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 6 号	〃（コーンスターチ製造用とうもろこし）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 6 号	(同左)	
28004	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 7 号	〃（丸粒とうもろこし）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 7 号	(同左)	
28038	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 8 号	〃（コーンフレーク等製造用とうもろこし）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 8 号	(同左)	
28045	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 9 号	〃（でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 9 号	(同左)	
28009	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 10 号	〃（アルコール製造用糖みつ）		(同左)	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 10 号	(同左)	

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
28030	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 11 号	〃 （チョコレート製造用のココア を含有する調製食料品）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 11 号	（同左）
28003	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 12 号	〃 （トマトケチャップ等製造用の トマトピューレー及びトマトペ ースト）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 12 号	（同左）
28011	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 13 号	〃 （石油化学製品製造用揮発油）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 13 号	（同左）
28061	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 14 号	〃 （石油化学製品製造用灯油）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 14 号	（同左）
28062	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 15 号	〃 （石油化学製品製造用軽油）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 15 号	（同左）
28019	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 16 号	〃 （農林漁業用重油及び粗油）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 16 号	（同左）
28037	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 17 号	〃 （電解精製用鉛の塊 [課税価格 が 165.37 円/kg 超のもの]）	（同左）	法第 9 条第 1 項 令第 34 条第 1 項第 17 号	（同左）
<u>28064</u>	<u>法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 1 号</u>	<u>〃 （プロセスチーズの原料用のチ ーズ及びカード等）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>28065</u>	<u>法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 2 号</u>	<u>〃 （シュレッドチーズの原料用の チーズ）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>28066</u>	<u>法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 3 号</u>	<u>〃 （高糖度原料糖）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>28067</u>	<u>法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 4 号</u>	<u>〃 （チョコレート製造用のココア を含有する調製食料品）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
28063	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 5 号	〃 （トマトケチャップ等製造用の トマトピューレー及びトマトペ	（同左）	法第 9 条第 2 項 令第 34 条第 2 項	（同左）

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
28068	<u>法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号</u>	ースト) オーストラリア協定に基づく関税の譲許が適用される（飼料製造用）小麦	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
28069	<u>法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号</u>	オーストラリア協定に基づく関税の譲許が適用される（飼料製造用）大麦	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>